

ヒアリング事項（武藤素明参考人）

- 親の虐待があって子が児童養護施設に入所している場合、施設入所中における子と親との関わり合いは、一般的にどのようなものですか。
- 子の施設入所中に、親権者の親権との関係で問題や支障が生じる場合として、どのような場合がありますか。
- 子が18歳に達するなどして施設を出た後、その施設と子との関わり合いが続くことはありますか。あるとしたら、どのような関わり方をしているかも併せてお教えてください。
- 子が施設を出た後に、子を支援するために施設として更にやりたいと思われることがありますか。あるとしたら、現在そのための支障となっているものが何かということも併せてお教えてください。
- 仮に法人が民法上の未成年後見人になることができるようになったとした場合、子が施設を出た後に、その施設を運営している社会福祉法人等がその子の未成年後見人になるということについて、どの程度の可能性があるとお考えになりますか。また、施設を運営している社会福祉法人等が、施設入所していたのではない子（施設とは無関係の子）について、そのように未成年後見人になるという可能性についてもお考えをお聞かせください。
- 施設入所中の児童に親権者がいない場合に未成年後見人が選任されることがあり得ますが、どのような場合に未成年後見人が選任される必要があるとお考えになりますか。また、施設入所中の児童に未成年後見人が選任されている場合、施設及び未成年後見人は、どのように役割を分担するのがよいとお考えになりますか。